

横浜市行政不服審査会答申  
(第87号)

令和2年6月16日

横浜市行政不服審査会

## 1 審査会の結論

「生活保護費用等徴収金決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

## 2 事案概要

本件は、横浜市栄福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して、平成30年2月1日から令和元年8月31日までに処分庁が支弁した保護費に係る算定期間に審査請求人が本件就労先で就労して得た収入を申告しなかったとして、令和元年11月6日付けで生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条第1項の規定に基づく生活保護費用等徴収金決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人が、処分庁に対して、審査請求人は同就労を行っておらず、収入を得ていないとして本件処分の取消しを求めて審査請求を行ったものである。

## 3 審査請求人の主張の要旨

平成30年1月から令和元年8月までの間、本件就労先で仕事をしたことはない。本件就労先で採用面接を受けたが就労は断った。本件就労先の電話番号も住所も知らない。

なお、審査請求書及び反論書に記載の主張の要旨は以上のとおりであるが、「生活保護記録」には、審査請求人の発言として、「なりすまして就労していた人物がいるのでは。」と記載されている。

## 4 処分庁の主張の要旨

- (1) 令和元年7月29日、栄区役所税務課において審査請求人の平成30年分の収入状況について課税台帳を点検したところ、本件就労先から給与支払いがあることを確認した。
- (2) 同年8月26日、本件就労先から受領した法第29条に基づく調査（以下「法第29条調査」という。）結果の回答及び給与証明書によれば、審査請求人は、平成30年1月19日から令和元年8月10日まで本件就労先で就労していた。
- (3) 審査請求人が、自分になりすました人物がいるのではないかと主張したため、令和元年9月25日、本件就労先をケースワーカーとともに訪問し、事実確認することを提案したが、審査請求人はこれを断った。

- (4) 同年 10 月 3 日、審査請求人に対し、審査請求人の主張のみでは事実関係が立証できず、公的な書類をもって返還手続を進めるしかない旨を伝え、審査請求人は了承した。
- (5) その他、審査請求人から、本件収入が別人のものであることを立証する資料の提出はない。
- (6) 以上から、本件就労先からの就労収入は審査請求人が受領していたものと考えざるを得ない。

## 5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書「6 判断理由」のとおりとしている。

## 6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

### (1) 法令の規定等

ア 法第 78 条第 1 項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる」と定める。

イ 昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知の第 8 - 3 (1) ア(イ)及び(5)オは、収入として認定しない必要経費として、「通勤費」及び「地方税等の公租公課」を挙げている。

### (2) 争いがないか証拠により認められる事実

ア 審査請求人は、平成 22 年 7 月 26 日、生活保護の申請を行い、処分庁は、同年 8 月 3 日に、同年 7 月 26 日付けで生活保護の開始決定をした。

イ 処分庁は、平成 24 年 11 月 14 日、審査請求人に対して、「保護のしおり」及び「不正受給にならないためのハンドブック」を用いて、法に基づく権利義務等について説明し、了解した旨の書面を受理した。

ウ 審査請求人は、平成 30 年 1 月から令和元年 8 月までの就労収入はないとする収入申告書を毎月提出した。本件就労先に対する求職活動につい

ても求職活動状況報告書に記載していない。

- エ 令和元年7月29日、課税調査により平成30年に、本件就労先から審査請求人に対し給与支払いがあることが判明した。なお、課税調査とは、生活支援課の職員が、税務課において、課税台帳システムの画面を閲覧する方法で行うものである。
- オ 令和元年8月26日、本件就労先に対する法第29条調査結果の回答及び給与証明書を受領し、平成30年2月から令和元年8月までの間に合計1,361,500円の未申告収入があることが判明した。
- カ 同月29日、処分庁は審査請求人との面接を実施した。審査請求人は、本件就労先の名前は聞いたこともなく、平成30年1月から令和元年8月までの間、働いていない、自分になりすました人物がいるのではないかと述べた。なお、本件就労先によれば、給与支給は現金手渡しだったとのことである。同年9月2日、審査請求人は、処分庁に対し、本件就労先で採用面接を受けたが就労は辞退したことを思い出した、と述べた。
- キ 同年11月6日、処分庁は、上記未申告収入額1,361,500円から必要経費（交通費）の合計181,000円を控除した1,180,500円の生活保護費用等の徴収について決定し、審査請求人に通知した。

### (3) 判断の理由

- ア 生活保護手帳別冊問答集2019年度版（令和元年10月発行。厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡を基にしたもの。）問13-1には法第78条によることが妥当な場合として、「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき」が挙げられている。
- イ 審査請求人は、本件就労先で仕事をしたことはないと述べ、就労収入があることを否定しているが、本件就労先から法第29条調査に対する回答書が提出されたうえ、課税台帳によると審査請求人本人が生活支援課に提出した個人番号と下4桁が一致する者が本件就労先で就労収入を得ていたことが判明している。個人番号は、本人しか知り得ず、当該番号を自分の個人番号として審査請求人が生活支援課及び本件就労先に提出したものであり、一人一番号であって他に同一の番号を付番されている者はいない。よって、処分庁が課税台帳システムを使用して確認した課税情報は、審査請求人自身の課税情報と認められる。

ウ 審査請求人が処分庁に対して申告しなかった就労収入は、本件就労先から平成 30 年 2 月分から令和元年 8 月分までの間までの給与として受領した合計 1,361,500 円である。

エ 控除すべき額は上記収入に対する経費（交通費）の合計 181,000 円である。

オ この間の生活保護費支弁額は 1,843,699 円であるから、ウの未申告収入額からエの額を控除した 1,180,500 円を未認定の収入充当額として、その全額を徴収額と判断した本件処分に違法又は不当な点はない。

(4) 結語

以上のとおり、本件処分に違法又は不当として取り消すべき点はないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、5 の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和元年12月25日	・ 審査請求書（副本）の送付及び弁明書の提出依頼
令和2年1月17日	・ 弁明書等の受理
令和2年1月20日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和2年2月3日	・ 反論書の受理
令和2年2月5日	・ 反論書の送付
令和2年3月11日	・ 質問書の送付
令和2年3月19日	・ 回答書の受理
令和2年3月27日	・ 質問に対する回答の送付
令和2年4月2日	・ 質問書の送付
令和2年4月7日	・ 回答書の受理
令和2年4月10日	・ 質問に対する回答の送付
令和2年5月12日	・ 審理手続の終結
令和2年5月18日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和2年6月2日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和2年6月16日	・ 調査審議